

# 奈良県被災建築物応急危険度判定士登録要綱

(趣 旨)

第1条 奈良県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の登録に関し必要な事項は、この要綱により定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止する目的で、地震発生後応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定することをいう。

(登 録)

第3条 知事は、災害時に応急危険度判定に係る業務に従事する意向を有する者のうち、奈良県内に在住又は在勤し、かつ応急危険度判定に必要な知識及び技能を有する、次のいずれかに該当する者を本人からの申請に基づき登録するものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を有する者

(2) 知事が(1)に掲げる者と同等の知識及び技能を有すると認められた者

2 前項の登録は、奈良県被災建築物応急危険度判定士登録簿（第1号様式）（以下「登録簿」という。）に登録することによって行う。

3 知事は、災害時に協力することとなる地方公共団体及び一般社団法人奈良県建築士会に対し、前項の登録簿に記載された事項のうち災害対策上必要な事項を提供するものとする。

(登録の申請)

第4条 判定士の登録を受けようとする者は、奈良県被災建築物応急危険度判定士登録申請書（第2号様式）に次の(1)から(2)までに掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 前条第1項(1)に該当する者にあつては、建築士法第5条第2項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し、同項(2)に該当する者にあつては、知事が必要と認める書類

(2) 写真2枚（申請前6月以内に撮影したものに限り。）

(登録証の供与)

第5条 知事は、第3条の規定に基づき判定士の登録を受けた者に対し、奈良県被災建築物応急危険度判定士登録証（第3号様式）（以下「登録証」という。）を供与するものとする。

(登録の有効期限及び更新手続)

第6条 登録の有効期限は、知事の定める基準日から5年とする。

- 2 前項の登録の有効期限後、引き続き、判定士の登録を受けようとする者は、第4条の規定に準じ、有効期限の30日前までに、奈良県被災建築物応急危険度判定士登録更新申請書(第4号様式)に写真2枚(申請前6月以内に撮影したものに限り)を添付し、知事に提出しなければならない。
- 3 第3条及び前条の規定は、前2項の規定により登録が更新された場合に準用する。

(暫定登録)

第7条 他の都道府県の判定士登録証等を所持している者が、この要綱に定める資格条件に適合していると認められる場合は、知事は、全国被災建築物応急危険度判定協議会における応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準(以下「全国協議会の運用基準」という。)により、本人からの申請に基づき判定士として登録することができる。

- 2 前項の登録の有効期限は、所持する登録証等の有効期限とする。
- 3 暫定登録については、第3条第2項及び第3項、第4条、第5条並びに第6条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「第7条第2項」と、前条第3項中「前2項」とあるのは「前項及び第7条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により判定士として登録した場合は、知事は、移転前に認定している都道府県に対し、全国協議会の運用基準で定める様式により通知することとする。

(変更等の届出)

第8条 第3条第1項の規定により判定士の登録を受けた者(第6条第3項の規定により更新の登録を受けた者及び前条第3項の規定により暫定登録を受けた者を含む。)は、登録簿の記載事項について変更があったときは、速やかに奈良県被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届(第5号様式)に、知事が必要と認める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 登録事項の変更に氏名の変更を含むときは、登録証を返納しなければならない。
- 3 第3条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、第1項の規定による変更の届出があった場合に準用する。
- 4 第3条第1項の規定により判定士の登録を受けた者(第6条第3項の規定により更新の登録を受けた者及び前条第3項の規定により暫定登録を受けた者を含む。)は、登録証を汚損、破損、または紛失したときは、速やかに奈良県被災建築物応急危険度判定士再交付申請書(第6号様式)に写真2枚(申請前6月以内に撮影したものに限り)を添付し、知事に提出しなければならない。この場合において、汚損、破損した登録証は再交付申請書に添えて知事に返納しなければならない。
- 5 第5条の規定は、前項の規定による再交付の申請があった場合に準用する。

(登録の抹消)

第9条 知事は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合においては、登録簿につき、当該判定士

に係る登録を抹消するものとする。

- (1) 本人（事故その他の事情により本人により難しい場合は、その代理人。）が奈良県被災建築物応急危険度判定士登録辞退届（第7号様式）を知事に提出したとき
  - (2) 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかったとき
  - (3) 建築士法第9条の規定により建築士免許を取り消されたとき
  - (4) 建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたとき
  - (5) 全国協議会の運用基準により、他の都道府県から判定士の認定を行った旨の通知があったとき
  - (6) 不正または著しく不当な行為を行ったことが判明したとき
  - (7) 前各号に規定する場合のほか、別に定める要件により知事が必要と認めたとき
- 2 前項の規定により登録を抹消された者は、第5条、第7条第3項又は第8条第5項の規定により供与された登録証を知事に返納しなければならない。ただし、前項(5)の規定により登録を抹消された者で、移転後の都道府県に登録証を返納している場合はこの限りでない。

（講習会の実施）

第10条 知事は、応急危険度判定に必要な知識の修得及び技能の維持向上を図るため、毎年少なくとも1回、講習会を実施するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、判定士の登録及び講習の実施内容に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月12日から施行する。

この要綱は、平成16年11月2日から施行する。

この要綱は、平成19年11月19日から施行する。

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。